第１章　情報化推進計画の趣旨

１　計画策定の趣旨

本市は、情報通信技術の進展や社会情勢に対応した情報施策を推進するため、まちづくりの指針である「岩出市長期総合計画」を上位計画として、平成１８年度以降、情報化推進計画を策定し、行政情報化と地域情報化の観点から総合的・計画的に情報化施策に取り組んできました。

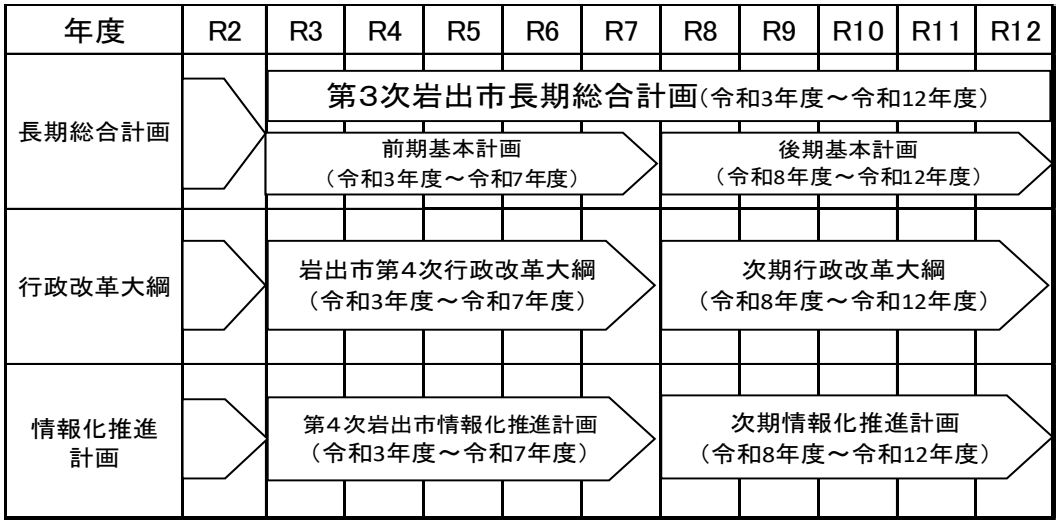
近年は、ＩｏＴ[1]、クラウド[2]、ＡＩ[3]（人工知能）等の技術革新により、人々の経済活動や働き方、ライフスタイル、健康・医療などの様々な分野にまで大きな影響を与えています。

また、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、行政のデジタル化が喫緊の課題となっています。

このことから、本市では、近年の急速なＩＣＴの進展に適切に対応し、「第３次岩出市長期総合計画（R3～R12年度）」が目指すまちづくりの実現に向け、これまでの「第３次岩出市情報化推進計画（H28～R2年度）」を継承したうえで、市民サービスの向上や業務効率化をさらに進めていくために策定するものです。

２　計画の期間

この計画の対象期間は、「第３次岩出市長期総合計画（R3～R12年度）」の「前期基本計画(R3～R7 年度)や「第４次岩出市行政改革大綱」との整合性を図り、令和３年度から令和７年度までの５年間とし、その間に取り組むべき情報化施策の基本的方向を示すものとします。なお、策定後も必要に応じて検証を行い、情報通信の新たな技術の導入や社会状況の変化に的確に対応するとともに、国や県の施策動向を勘案しながら検討するものとします。



３　計画の構成

この計画では、情報化の現状に触れ、それらの社会的な背景や市民アンケートの結果（令和２年度実施）を踏まえつつ、本市の現状と課題を明らかにしたうえで、本市が目指す新たな情報化の基本目標を示します。

計画の推進にあたっては、情報通信技術の進展や社会情勢の変化に配慮しながら進めていく必要があることから、基本目標に基づき取り組んでいく重点的な情報化施策を定めて取り組むものとし、緊急性・重要性・財政状況などを考慮し、必要に応じて見直していくものとします。

また、本計画は、「官民データ活用推進基本法（平成 28 年法律第 103 号）」第９条第３項に基づき、本市の官民データ活用の推進に関する施策として定めるよう努めるべき「市町村官民データ活用推進計画」と令和２年１２月に国が策定した「自治体デジタル・トランスフォーメーション推進計画」において示されている地方公共団体が取り組むべき事項・内容を包含するものとします。